定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人日本サッカー協会と称し、英文標記はJapan Football Association（略称ＪＦＡ）とする。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）日本を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加及び代表チームが参加する競技会の開催
（２）サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催
（３）サッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成
（４）選手、チーム、指導者及び審判員等の登録
（５）知的所有権の管理及び商標提供
（６）社会貢献及び国際貢献の実施
（７）その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２．前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　国際サッカー連盟等への加盟

（国際サッカー連盟等への加盟）
第５条　この法人は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association, 略称ＦＩＦＡ)、アジアサッカー連盟（Asian Football Confederation, 略称ＡＦＣ）及び東アジアサッカー連盟（East Asian Football Federation, 略称ＥＡＦＦ）に加盟する。

（要請事項）
第５条の２　ＦＩＦＡ、ＡＦＣ又はＥＡＦＦから制定すべきと要請のある事項は、評議員会又は理事会の決議でこれを定めることができる。

第４章　加盟団体

（加盟団体）
第６条　この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。
（１）各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体であって、この法人に加盟したもの(以下「都道府県サッカー協会」という。)
（２）全国を9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域団体であって、この法人に加盟したもの(以下「地域サッカー協会」という。)
（３）公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という。）
（４）特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体であって、この法人に加盟したもの（以

下「各種の連盟」という。）
（５）その他日本におけるサッカーの普及及び発展を目的とする団体であって、この法人に加盟したもの

（加盟）
第７条　前条の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を得て、この法人の加盟団体となることができる。

（加盟団体分担金）
第８条　加盟団体は、理事会で定める分担金を毎年納入する。

（脱退及び処分）
第９条　第６条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、評議員会において、総評議員の過半数の同意を得なければならない。
２．この法人は、第６条の加盟団体が第６条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、評議員会において退会処分を行うことができる。

（加盟団体必要事項）
第10条　前４条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。
２．加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第５章　資産及び会計

（基本財産）
第11条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第12条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第13条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）
第14条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第７号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第１号、第３号、第４号、第６号及び第７号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録
（７）キャッシュ・フロー計算書
２．前項第３号、第４号、第６号及び第７号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第６４条において準用する同規則第４８条に定める要件に該当しない場合には、前項に定める定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）
第15条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

第６章　評議員

（評議員の選出）
第16条　この法人には評議員７０名以上８５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第17条　評議員の選任及び解任は、法人法第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
２．評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
① 当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③ 当該評議員の使用人
④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
⑥ ②から④までに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
① 理事
② 使用人
③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
イ 国の機関
ロ 地方公共団体
ハ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
ニ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
ホ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）
第18条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した評議員に代わり選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３．評議員は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第19条　評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第７章　評議員会

（権限）
第20条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
（３）理事及び監事の報酬等の額
（４）評議員に対する報酬等の支給の基準
（５）評議員候補者を評議員会に推薦できる加盟団体（以下「評議員推薦加盟団体」という。）の認定又は取消し
（６）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（ただし、第１４条第２項に該当する場合に限る）
（７）定款の変更
（８）残余財産の処分
（９）基本財産の処分又は除外の承認
（10）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第21条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第22条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２．評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第23条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）評議員に対する報酬等の支給の基準
（３）評議員推薦加盟団体の認定
（４）定款の変更
（５）基本財産の処分又は除外の承認
（６）その他法令で定められた事項
３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第24条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２．議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名以上が、前項の議事録に署名押印又は電子署名をする。

（評議員会運営規則）
第24条の２　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第８章　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）
第25条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　９名以上１５名以内
（２）監事　３名以内
２．理事のうち１名を会長とする。また、会長を除き３名以内を副会長、１名以内を専務理事、３名以内を常務理事とする。
３．第２項の会長を「法人法」上の代表理事とする。
４．第２項の専務理事を「法人法」第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。
５．第４項のほか、理事会の決議に基づき、理事のうち若干名を「法人法」第９１条第１項第２号の業務執行理事とすることができる。
６．この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第26条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２．会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３．理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事も同様とする。

（理事の職務及び権限）
第27条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２．会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３．会長、副会長、専務理事及び常務理事は、常務理事会を構成する。
４．会長及び専務理事は、３ヶ月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第28条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２．監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第28条の２　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
２．会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第29条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２．監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３．前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４．理事又は監事は、第２５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
５．会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第30条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
２．会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
３．監事は、会計監査人が前項第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第31条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２．会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（取引の制限）
第32条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
（１）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
（２）自己又は第三者のためにするこの法人との取引
（３）この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
２．前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の免除又は限定）
第33条　この法人は、役員の法人法第１９８条において準用される第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
２．この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金１０万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第９章　名誉役員

（名誉役員）
第34条　この法人に名誉役員若干名を置くことができる。
２．名誉役員の選任及び解任は、理事会において決議する。
３．名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

第10章　理事会

（権限）
第35条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の重要な業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）事務局及びその他各種機関による職務の執行の監督
（４）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
（５）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（６）名誉役員の選任及び解任

（会長等の選定）
第36条　理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

（招集）
第37条　理事会は、会長が招集し、その議長となる。
２．会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

（決議）
第38条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．前項の規定にかかわらず、法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第39条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２．出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印又は電子署名をする。

（常務理事会）
第40条　重要な業務運営事項について検討する会議体として、この法人に常務理事会を設置する。
２．前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第11章　司法機関

（司法機関）
第41条　この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。
（１）規律委員会
（２）裁定委員会
（３）不服申立委員会
２．前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第12章　各種委員会

（各種委員会）
第42条　この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会を置くことができる。
２．前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第13章　事務局

（事務局）
第43条　この法人の事務の処理及び理事会から委託を受けた業務の執行のため、事務局を設置する。
２．事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。
３．重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
４．前項以外の職員は、会長が任免する。
５．事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第14章　事務総長

（事務総長）
第44条　事務局の最高責任者として事務総長を置く。

２．事務総長は、理事会の決議によって選任及び解任する。
３．事務総長は、３ヶ月に１回以上、自己及び事務局の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第15章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第45条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
２．前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１７条についても適用する。

（解散）
第46条　この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第47条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第48条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第16章　公告の方法

（公告の方法）
第49条　この法人の公告は、電子公告により行う。
２．事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第17章　補則

（委任）
第50条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則
１．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２．整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第１２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
３．この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。
４．この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司伸一、外山 純、岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、横山謙三、中臺 由紀夫、上野 二三一、本木 幹雄、渡邉 玉彦、平林 正光、渡辺 滋、貫江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、髙田 稔、越山 彰、桑名 聰、森 進一、松田保、 村山 義彰、山野 喜弘、中桐 俊男、喜田 秀夫、中村 源和、池田洋二、金築 弘、木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、兵頭 龍哉、秋森学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、北岡 長生、大場 俊二、櫻田公一、長嶺 一夫、上地 義徳
５．次に掲げる団体は、第７条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。
（１）都道府県サッカー協会（計４７）
①　公益財団法人北海道サッカー協会

② 一般社団法人青森県サッカー協会
③ 公益社団法人岩手県サッカー協会
④ 一般社団法人宮城県サッカー協会
⑤ 一般社団法人秋田県サッカー協会
⑥ NPO法人山形県サッカー協会
⑦ 一般財団法人福島県サッカー協会
⑧ 公益財団法人茨城県サッカー協会
⑨ 公益社団法人栃木県サッカー協会
⑩ 公益社団法人群馬県サッカー協会
⑪ 公益財団法人埼玉県サッカー協会
⑫ 公益社団法人千葉県サッカー協会
⑬ 公益財団法人東京都サッカー協会
⑭ 一般社団法人神奈川県サッカー協会
⑮ 一般社団法人山梨県サッカー協会
⑯ 一般社団法人長野県サッカー協会
⑰ 一般社団法人新潟県サッカー協会
⑱ 公益社団法人富山県サッカー協会
⑲ 一般社団法人石川県サッカー協会
⑳ 一般社団法人福井県サッカー協会
㉑ 一般財団法人静岡県サッカー協会
㉒ 公益財団法人愛知県サッカー協会
㉓ 一般社団法人三重県サッカー協会
㉔ 一般財団法人岐阜県サッカー協会
㉕ 公益社団法人滋賀県サッカー協会
㉖ 一般社団法人京都府サッカー協会
㉗ 一般社団法人大阪府サッカー協会
㉘ 一般社団法人兵庫県サッカー協会
㉙ 一般社団法人奈良県サッカー協会
㉚ 一般社団法人和歌山県サッカー協会
㉛ 一般財団法人鳥取県サッカー協会
㉜ 一般社団法人島根県サッカー協会
㉝ 一般財団法人岡山県サッカー協会
㉞ 公益財団法人広島県サッカー協会
㉟ 一般社団法人山口県サッカー協会
㊱ 一般社団法人香川県サッカー協会
㊲ 一般社団法人徳島県サッカー協会
㊳ 一般社団法人愛媛県サッカー協会
㊴ 一般社団法人高知県サッカー協会
㊵ 公益社団法人福岡県サッカー協会
㊶ 一般社団法人佐賀県サッカー協会
㊷ 一般社団法人長崎県サッカー協会
㊸ 一般社団法人熊本県サッカー協会
㊹ 一般社団法人大分県サッカー協会
㊺ 一般社団法人宮崎県サッカー協会
㊻ 一般社団法人鹿児島県サッカー協会
㊼ 一般社団法人沖縄県サッカー協会

（２）地域サッカー協会（計９）

① 公益財団法人北海道サッカー協会
② 一般社団法人東北サッカー協会
③ 一般社団法人関東サッカー協会
④ 一般社団法人北信越サッカー協会
⑤ 一般社団法人東海サッカー協会
⑥ 一般社団法人関西サッカー協会

⑦　一般社団法人中国サッカー協会
⑧　一般社団法人四国サッカー協会
⑨　一般社団法人九州サッカー協会

（３）公益社団法人日本プロサッカーリーグ

（４）各種の連盟

①　一般社団法人日本フットボールリーグ
②　一般社団法人日本女子サッカーリーグ
③　一般財団法人全日本大学サッカー連盟
④　一般財団法人全国社会人サッカー連盟
⑤　全国自治体職員サッカー連盟
⑥　全国自衛隊サッカー連盟
⑦　全国専門学校サッカー連盟
⑧　一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟
⑨　公益財団法人全国高等学校体育連盟
⑩　一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
⑪　公益財団法人日本中学校体育連盟
⑫　一般財団法人日本フットサル連盟
⑬　一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
⑭　一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
⑮　公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
⑯　一般社団法人日本フットサルトップリーグ

（５）関連団体

①　一般社団法人日本プロサッカー選手会
②　一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
③　一般社団法人日本サッカー指導者協会
④　一般社団法人日本サッカー審判協会

６．次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

（１）都道府県サッカー協会（計４７）

（２）公益社団法人日本プロサッカーリーグ

（３）Ｊリーグ所属クラブ（評議員を選任する定時評議員会の開催時において、Ｊ１リーグに所属するクラブ。計１８）

①　株式会社コンサドーレ
②　株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー
③　浦和レッドダイヤモンズ株式会社
④　株式会社日立柏レイソル
⑤　東京フットボールクラブ株式会社
⑥　株式会社川崎フロンターレ
⑦　横浜マリノス株式会社
⑧　株式会社横浜フリエスポーツクラブ
⑨　株式会社湘南ベルマーレ
⑩　株式会社アルビレックス新潟
⑪　株式会社名古屋グランパスエイト
⑫　株式会社京都パープルサンガ
⑬　株式会社ガンバ大阪
⑭　株式会社セレッソ大阪
⑮　楽天ヴィッセル神戸株式会社
⑯　株式会社サンフレッチェ広島
⑰　アビスパ福岡株式会社
⑱　株式会社サガン・ドリームス

（４）一般社団法人日本フットボールリーグ

（５）一般社団法人日本女子サッカーリーグ

（６）一般財団法人日本フットサル連盟

（７）一般財団法人全日本大学サッカー連盟
（８）一般財団法人全国社会人サッカー連盟
（９）公益財団法人全国高等学校体育連盟
（10）一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
（11）公益財団法人日本中学校体育連盟
（12）一般社団法人日本プロサッカー選手会
（13）一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
（14）公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
（15）一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
（16）一般社団法人日本サッカー指導者協会

別表 基本財産（第１１条関係）

財産種別	場所・物量等
国債	利付国債 1,000,000,000円

〔改　正〕
２０１２年６月２４日（２０１３年４月１日施行）
２０１４年３月２９日
２０１５年３月２９日
２０１６年３月２７日
２０１７年３月２６日
２０１７年１２月１６日
２０１９年３月２４日
２０１９年１０月２７日
２０２０年１２月２６日
２０２２年１月２９日
２０２２年１２月２４日
２０２３年３月２５日
２０２３年７月３０日（２０２３年度定時評議員会の日から施行）
２０２４年１２月２１日
２０２５年３月３０日
２０２５年１２月２０日